

調	査	票
---	---	---

番号	3-2
----	-----

所管府省名	文部科学省
-------	-------

独立行政法人名	旧独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター	特定・非特定の別	特定
---------	----------------------------	----------	----

2 指定職又は役員数等

	役員数等	
	常 勤	非常勤
移行前(発足時の前日)	1人	0人
発足時(平成13年4月1日現在)	2人	2人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
平成14年4月1日現在	2人	2人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
平成15年4月1日現在	2人	2人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
平成16年4月1日現在	1人	2人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人
平成17年4月1日現在	2人	2人
移行前において指定職・役員であった者の数	0人	0人

7 予算額等

単位：千円

		予 算 額	決 算 額	事 業 経 費		経 常 経 費	
				予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
移行前の組織の最終1年間 (平成12年度)		4,051,354	-	3,383,149	-	668,205	-
13年度	予算額・決算額	15,207,698	15,833,684	14,519,173	15,154,323	688,525	679,361
	独自財源からの収入額	10,661,743	11,287,729	10,661,743	-	0	-
	運営費交付金	4,477,640	4,477,640	3,789,115	-	688,525	-
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	68,315	68,315	68,315	68,315	0	0
14年度	予算額・決算額	5,361,028	5,469,851	4,692,855	4,865,851	668,173	604,000
	独自財源からの収入額	803,612	912,435	803,612	-	0	-
	運営費交付金	4,300,743	4,300,743	3,632,570	-	668,173	-
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	256,673	256,673	256,673	256,673	0	0
15年度	予算額・決算額	5,412,944	5,518,144	4,815,652	4,897,721	597,292	620,423
	独自財源からの収入額	863,508	968,708	863,508	-	0	-
	運営費交付金	4,300,463	4,300,463	3,703,171	-	597,292	-
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	248,973	248,973	248,973	248,973	0	0
16年度	予算額・決算額	5,240,036	5,313,445	4,665,119	4,784,123	574,917	529,322
	独自財源からの収入額	1,020,827	1,094,236	1,020,827	-	0	-
	運営費交付金	3,971,706	3,971,706	3,396,789	-	574,917	-
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	247,503	247,503	247,503	247,503	0	0
17年度	予算額・決算額	5,110,922	5,183,610	4,560,487	4,641,890	550,435	541,720
	独自財源からの収入額	908,547	981,235	908,547	-	0	-
	運営費交付金	3,960,906	3,960,906	3,410,471	-	550,435	-
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	241,469	241,469	241,469	241,469	0	0

備 考

移行前は国の組織であり、財務諸表を作成していないため「-」とする。
 運営費交付金と独自財源の事業経費と経常経費の決算については用途を特定していないため、事業経費と経常経費の決算額は「-」とする。
 当該法人は平成18年4月に青少年教育振興機構に移行。

8 資産・負債・資本

(1) 資産

単位：千円

	資 産				
	資 産 合 計	現金及び預金	有価証券	土 地	建 物
移行前の組織の最終1年間 (発足日前日)	-	-	-	-	-
13年度	83,400,348	1,301,811	10,008,669	34,100,000	24,805,105
14年度	83,036,472	2,542,563	10,019,920	34,300,000	24,549,899
15年度	82,093,661	2,843,377	10,033,184	34,500,000	24,150,540
16年度	80,791,654	2,798,011	10,048,457	34,700,000	23,767,992
17年度	79,137,585	2,418,853	10,054,734	34,900,000	23,269,995

(2) 負債

単位：千円

	負 債				
	負 債 合 計	短 期 借 入 金	長 期 借 入 金		
			借 入 先	借 入 額	政府保証 の有無
移行前の組織の最終1年間 (発足日前日)	-	-	-	-	-
13年度	1,708,887	0	-	0	-
14年度	2,252,202	0	-	0	-
15年度	2,573,660	0	-	0	-
16年度	2,546,528	0	-	0	-
17年度	1,800,812	0	-	0	-

(3) 資本

単位：千円

	資 本			
	資 本 合 計	政 府 出 資 金	積 立 金	
			種 別	金 額
移行前の組織の最終1年間 (発足日前日)	-	-	-	-
13年度	81,691,460	82,723,217	-	0
14年度	80,784,270	83,077,266	積立金	571,437
15年度	79,520,000	83,077,266	積立金	680,113
16年度	78,245,126	83,077,266	積立金	785,302
17年度	77,336,772	83,077,266	積立金	858,711

備 考

移行前の組織の最終1年間については国の組織であり、財務諸表を作成していないため「-」とする。
当該法人は平成18年4月に青少年教育振興機構に移行。

9 現物出資・無償譲渡資産等

(1) 現物出資された資産

単位：千円

	有形資産 (土地、建物、構築物、器具など)		無形資産 (ソフトウェア、電話加入権など)	
	資産名	金額	資産名	金額
発足時 (13年4月)に国から 現物出資された資産	土地 建物 構築物	34,100,000 25,233,386 13,389,831	-	0
13年度末	土地 建物 構築物	34,100,000 24,738,664 12,270,657	-	0
14年度末	土地 建物 構築物	34,100,000 24,243,942 11,185,149	-	0
15年度末	土地 建物 構築物	34,100,000 23,749,220 10,326,063	-	0
16年度末	土地 建物 構築物	34,100,000 23,254,498 9,267,332	-	0
17年度末	土地 建物 構築物	34,100,000 22,759,776 8,044,101	-	0
備考 当該法人は平成18年4月に青少年教育振興機構に移行				

(2) 無償譲渡された資産

単位：千円

	有形資産 (土地、建物、構築物、器具など)		無形資産 (ソフトウェア、電話加入権など)	
	資産名	金額	資産名	金額
発足時 (13年4月)に国から 無償譲渡された資産	車両運搬具 工具器具備品	3,156 283,732	電話加入権	3,456
13年度末	車両運搬具 工具器具備品	2,282 207,307	電話加入権	3,456
14年度末	車両運搬具 工具器具備品	1,408 139,752	電話加入権	3,456
15年度末	車両運搬具 工具器具備品	534 80,753	電話加入権	3,456
16年度末	車両運搬具 工具器具備品	315 49,035	電話加入権	3,456
17年度末	車両運搬具 工具器具備品	315 36,963	電話加入権	3,456
備考 当該法人は平成18年4月に青少年教育振興機構に移行				

(3) 土地、建物等の無償使用の提供を受けている有無

発足時(13年4月)	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
無	無	無	無	無
17年度末				
無				
備考 当該法人は平成18年4月に青少年教育振興機構に移行				

10 法定監査、任意監査の有無と監査法人名等

13年度	法定監査	監査法人名	新日本監査法人
		監査意見	(1)財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表(利益の処分に関する書類を除く。)は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。 (2)利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。 (3)事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4)決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名	-
		監査意見	-
14年度	法定監査	監査法人名	新日本監査法人
		監査意見	(1)財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。 (2)利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。 (3)事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4)決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名	-
		監査意見	-
15年度	法定監査	監査法人名	新日本監査法人
		監査意見	(1)財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国立初ベピック記念青少年総合センターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 (2)利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。 (3)事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4)決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名	-
		監査意見	-
16年度	法定監査	監査法人名	あずさ監査法人
		監査意見	(1)財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国立初ベピック記念青少年総合センターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 (2)利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。 (3)事業報告書(第4期事業年度の会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4)決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名	-
		監査意見	-
17年度	法定監査	監査法人名	あずさ監査法人
		監査意見	(1)財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国立青少年教育振興機構(旧法人名 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター)の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 (2)利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。 (3)事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。 (4)決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
	任意監査	監査法人名	-
		監査意見	-
備考 当該法人は平成18年4月に青少年教育振興機構に移行			

1 1 収入及び支出に係る上位10位までの取引先の名称等 引き続き調査中

1 2 関係法人(特定関連会社、関連会社、関連公益法人)に対する出資額、関係法人の売上額等 引き続き調査中